

酒田市地域産品等販路拡大・ブランディング・E C支援業務委託仕様書

1 業務名 酒田市地域産品等販路拡大・ブランディング・E C支援業務

2 目的

本市の優れた農林水産品、それらを活用した食料加工品及びものづくり製品のブランド力を高め、電子商取引（Eコマース）等の活用も含めた国内外への販路開拓を行う事業者をサポートすることを目的とし、各事業者へのコンサルティングやE C構築・拡大に向けたサポートを実施するとともに、Eコマースを活用促進及び効率的な活用に資するセミナー等を開催する。

3 委託期間 平成31年4月24日～令和2年3月31日

4 業務実施場所 酒田市内

5 業務の内容

(1) 農業生産者、メーカー等の様々な事業者への個別コンサルティングの実施。

各事業者の商品力、販売力、生産余力等に合わせたマーケットや販路拡大方針の提案、商品づくり・ブランディングへのアドバイス等のコンサルティングの実施及びコンサルティング内容にかかるレポートの作成。

業務量は、年間36人・日程度（一日当たり6時間従事）

(2) セミナー開催

地域の生産者や事業者を対象に電子商取引（Eコマース）や販路拡大等をテーマとしたセミナーの開催 年3回程度

(3) 月例の定例会の実施

月ごとのサポート事業所の状況等の分析レポートを作成し、月1回定例会を酒田市産業振興まちづくりセンター（以降、センター）にて実施し、本市との情報共有を図る

6 成果物

納品物：実績報告書（電子媒体）

納品場所：酒田市産業振興まちづくりセンター運営協議会（酒田市中町一丁目4番10号）

号)

納入期限：令和2年3月31日

7 支払

委託料の請求は、活動実績及び旅費等に係る証拠書類に基づき検収を行い、原則1か月ごとに請求を受け、請求を受けた日から30日以内に支払いを行う。

8 報告及び検査

センターが必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の履行状況その他必要事項について、報告を求め、または検査を行うことができるものとする。

9 再委託の制限

原則として、受託者は本業務に係る全部又は一部を第三者に再委託することはできない。ただし、本市の事前の承諾を得た場合は、合理的に必要な範囲で再委託できる。

10 個人情報保護

- (1) 市の業務委託により得た顧客情報は、顧客本人の了承を得ないまま委託業者の他の業務に使用してはならないものとする。
- (2) 必要性を十分検討し、個人情報の取扱いについて必要最小限にするとともに、個人の権利及び利益を侵害することのないよう配慮するものとする。
- (3) 当該個人情報を正確なものに保つよう努め、登録された個人情報について本人が確認する手段を講じ、過誤等のあるときは、本人の請求に基づき削除又は訂正ができるものとする。
- (4) 収集から廃棄に至るまで、適切に取り扱うものとする。

11 その他

本仕様書に定めのない事項及び解釈疑義が生じた場合は委託者と協議の上、委託者の指示に従うこと。